

障害者総合支援法・児童福祉法の改正 ～家族の視点からの展望と課題～

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保 厚子

障害者総合福祉法改正法3年後の見直し

＜議論の検討事項概要＞

1. 地域における障害者支援
2. 障害児支援について
3. 障害者の就労支援について
4. 精神障害者に対する支援について
5. 障害者の居住支援 (3/11)
6. 障害者の相談支援
7. 障害者の就労支援

- 
8. 精神障害者等に対する支援
 9. 障害者福祉サービス等の質の確保・向上
 10. 制度の持続可能性の確保
 11. 居住地特例
 12. 高齢の障がい者に対する支援等
 13. 障害者虐待の防止
 14. 地域生活支援事業
 15. 意思疎通支援
 16. 療育手帳の在り方

障害福祉制度関係の見直しに関するスケジュール（案）

※改正法施行後3年を目途として見直しを行うとする附則の規定に基づき、本年3月以降、障害者部会において議論を開始。
 ※スケジュールは、現時点の案であり、今後変更の可能性がある。

		障害児 (児童福祉法)	障害者 (障害者総合支援法)	精神保健福祉 (精神保健福祉法)	障害者雇用 (障害者雇用促進法)
		社会保障審議会障害者部会		地域で安心して暮らせる 精神保健医療福祉体制 の実現に向けた検討会	労働政策審議会 障害者雇用分科会
令和3年	10月	↓		↓	↓
	11月				
	12月				
令和4年	1月	↓		↓	↓
	2月				
	3月				
	4月				
	5月 ～				

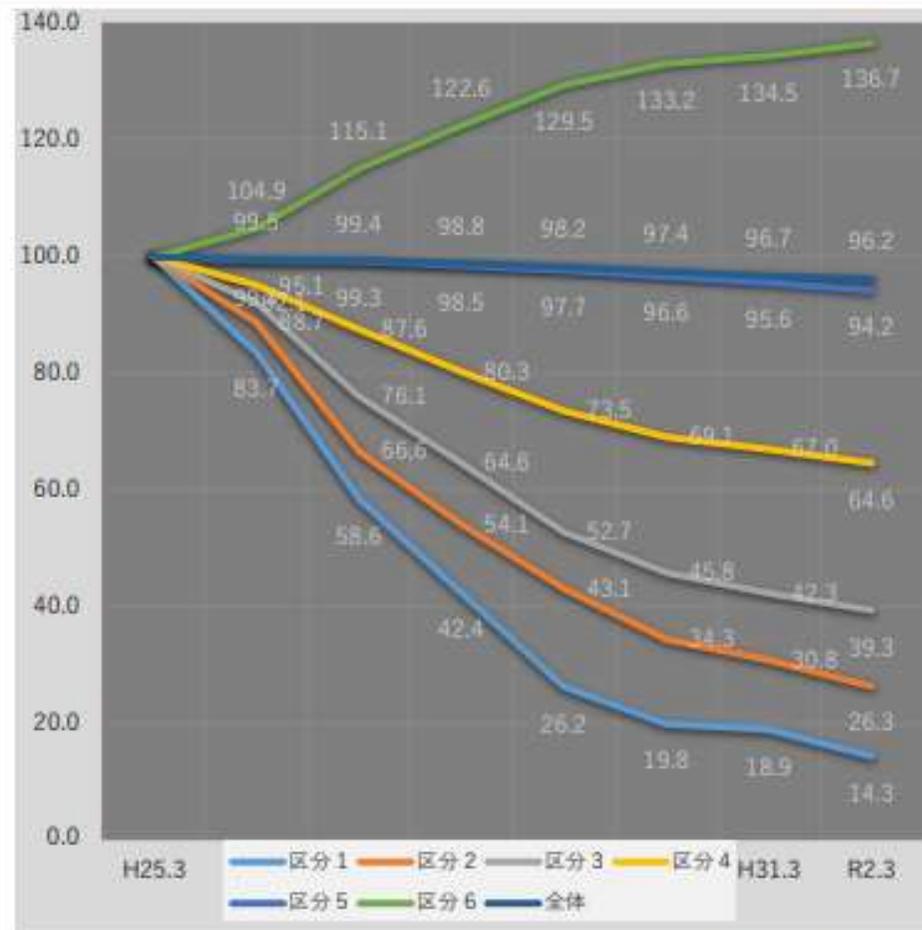
地域における障害者支援

- 地域生活を支える支援について
 - 入所施設や病院からの地域移行が進まない。
安心できる暮らしの形が見て取れない。
 - 重度障害者を受け止められる事業所や支える人材が少ない。
 - 入所施設を利用している障害者は概ね重度の人が多い。
(特に強度行動障害者の支援が課題)
 - 地域の福祉サービス事業所で、利用を拒否されたり、直ぐには受け入れられないと渋られたりしている。

- 重度障害者を受け止めようとする通所事業所やGHを、支援しバックアップする仕組みが必要では。(GHは少人数の利用者だが、支援者もチームの支援になりにくいいため、課題を抱え込む傾向がある)
- 本人の意思・選択を重視するとしても、意思決定支援を行う職員の力量と、本人が体験し選ぶ経験が無いと難しい。
- 地域で新たにGH等をスタートさせる時、入所支援のノウハウを活かすための仕組みと(夜間支援・強度行動障害者の等)実習や研修を行い、バックアップして行くことも必要では。。
- 入所支援の今後の役割りを明確に示すべき。

施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 障害支援区分別の利用者数について、令和2年3月時点と平成25年5年3月時点で比較すると、
- ・ 区分1は85.7%減少、区分2は73.7%減少、区分3は60.7%減少、区分4は35.4%減少、区分5は5.8%減少となっている。
 - ・ 区分6は34.5%増加となっている。



出典：国保連データ

日中支援型GH

- 日中支援型GHは、重度の障害者や病気がちで日中の通所サービスに行きにくい人には良いサービスだと思う。
- 現状は、報酬単価が他のGHよりも高めなため、営利企業が沢山参入し、区分は重度でも身体障害者を多く受け止めており、知的・発達障害の重度の人は断られている。医療的ケアが必要な人や高齢障害者も断られている。(制度の目指している物になっていない。)
- 重度の知的・発達障害者を受け入れて、真面目に良い支援をしてくれるように、申請時の審査や開所してからの第三者による評価を重視し、指導・勧告をして欲しい。

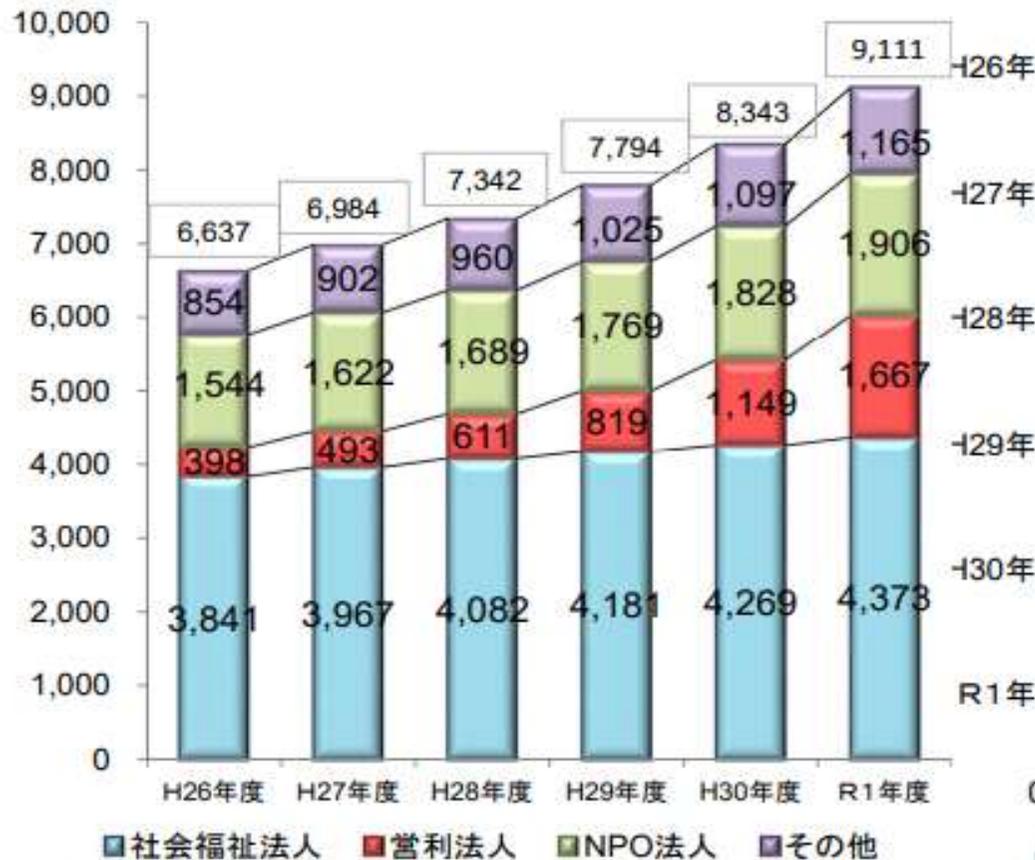
居住支援について

- 居住支援とは、障害のある人達の「人生を預かる」「命を預かる」事であるので、相応の支援体制が必要。
- 一人暮らしは、障害の特性で必要な方もおられ、重度のではない方は、希望される方も多いが、アパート等の賃貸契約の際に、障害者では契約してもらえない。
(保証人支援が必要)
- GHは家賃補助があるので何とか暮らしていける人もおられるが、地域のアパートでの暮らしは家賃補助がないため、基礎年金だけでは暮らしていけない。
- 重度障害者の暮らしを支えるには、起床～朝食時
夕食～入浴・就寝時、外出時に重度包括支援など、
職員の増員が必要。

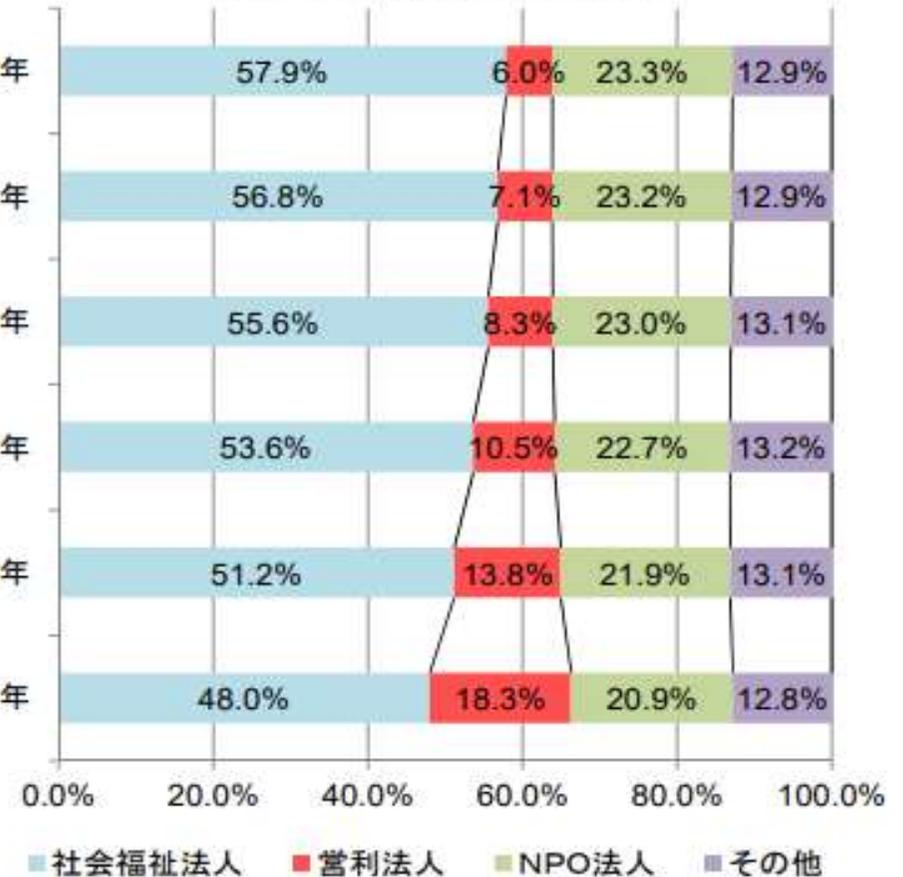
共同生活援助事業所の設置主体別の状況

○ 共同生活援助の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が設置する事業所が増加している。

事業所数の推移



設置主体別割合の推移



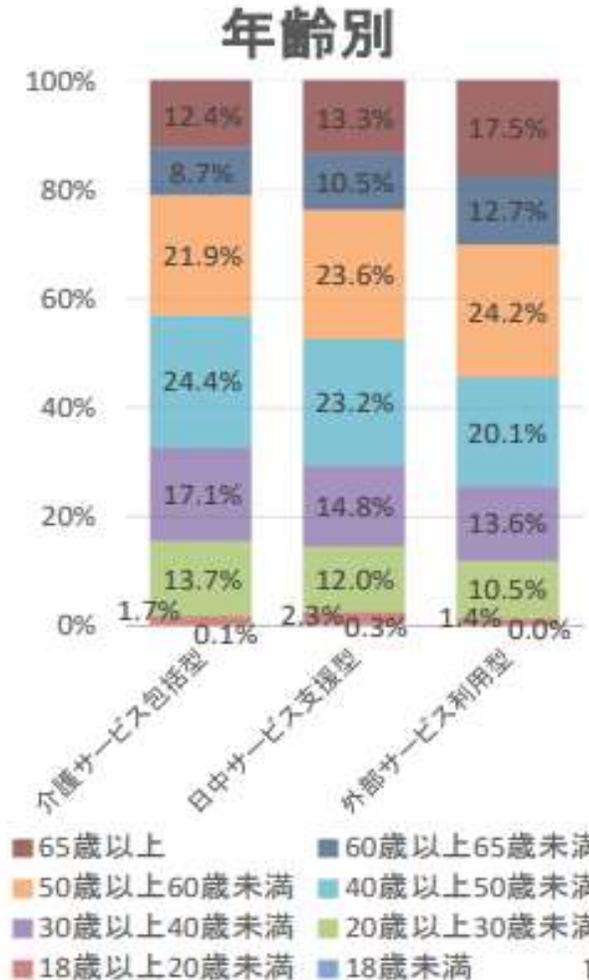
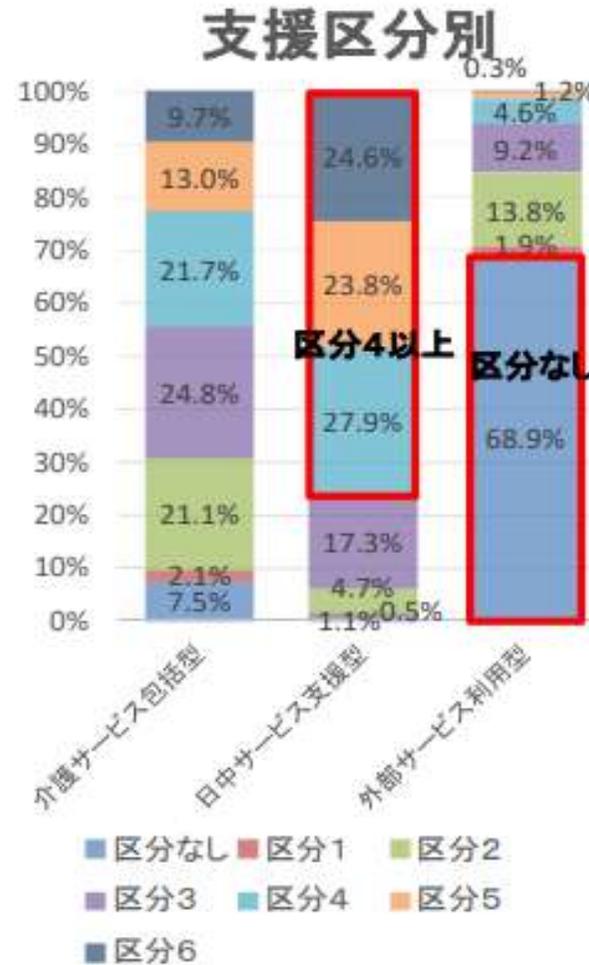
【出典】国保連データ(各年度とも3月サービス提供分)

サービス類型別の利用者の状況

・介護サービス包括型は知的障害者、外部サービス利用型は精神障害者が多い
 ・日中サービス支援型は他類型より身体障害者の割合が高い

日中サービス支援型は区分4以上が多く、外部サービス利用型は区分なしが多い

類型別の年齢に大きな偏りはない



※出典: 令和2年4月国保連データ

グループホームによる障害者のライフステージに応じた支援(イメージ)

障害者のライフステージ

親元からの自立、入院・入所からの地域移行等

入院・入所

在宅

例① 現行のグループホームにおいて地域生活を継続



現行のグループホームにおいて
地域生活を継続



例② 現行のグループホームから一人暮らし等に移行



現行の
グループホーム

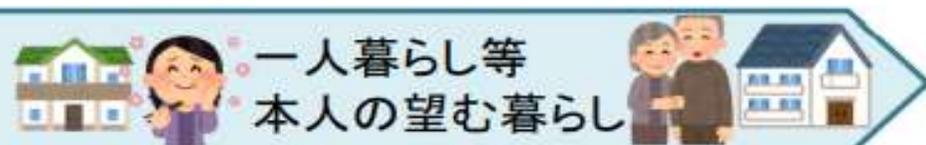
※定期的に本人の今後の生活の希望を確認し、対象者の状況により一人暮らし等に向けた支援を実施

一人暮らし等

例③ 新たなタイプのグループホームから一人暮らし等に移行



新たなタイプの
グループホーム



一人暮らし等
本人の望む暮らし

例④ 高齢化や障害の状況等により、一人暮らし等が困難

新たなタイプの
グループホーム

一人暮らし等

一人暮らし等が
困難

現行のグループホーム

グループホームから自立して生活する希望を持ち、単身生活に移行した方の事例
(単身生活に移行して1ヶ月後の状況)

【Cさんのサービス等利用計画での生活の希望】「グループホームから自立して生活したい」



	月	火	水	木	金	土	日
午前	精神科病院 (1/2週間)	就労継続支援A型	就労継続支援A型	就労継続支援A型	就労継続支援A型		
午後	就労継続支援A型	自立生活援助		自立生活援助		自立生活援助	

* 計画相談モニタリング(毎月) 自立生活援助は週3日訪問等、必要は随時対応、金銭についての支援、毎日晚ご飯は配食サービス
* 不調時には精神科病院受診 * 休日...土曜・日曜:友達と交遊

地域生活支援拠点の整備

- 全国的に面的整備が多い状況
- 地域生活拠点の連携が機能していないため、緊急時に上手く対応してもらえない。
- コーディネートをできる人員が必要。
- かかわる事業所の法人の垣根を越えた支援が必要。
- 地域の全ての障害者を、その地域の事業者皆で支えるといった思いを持って欲しい。

地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性(案))

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置を促進する方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



地域課題の把握、拠点の機能の評価・充実(PDCAサイクル)



都道府県(後方的支援)

- (都道府県の役割)
- ・ 整備状況の把握・共有
 - ・ 未整備自治体への働きかけ
 - ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
 - ・ 管内市町村の好事例の紹介

相談支援

- 相談支援事業所は、障害者に不可欠な事業であるが報酬が低いいため経験者を置かない事業所もあり、計画相談などで課題がある。
- 全国的にセルフプランが多く、家族が現在の継続を書き、先を見通したプランになっていない場合も多い。
- 福祉サービスを利用していないなどで相談支援事業所とつながっていない家庭の状況把握は重要で、家族崩壊の予防にもなるため仕組みを作るべき。
- GHから一人暮らしや地域生活支援拠点でも自立支援協議会の役割りは大きいですが、現実には困難事例解決の報告会のようになっている協議会も多い、本来の役割を果たせるように、仕組みを整える必要がある。

高齢障害者に対する支援

- 市町村によっては、65歳になると介護保険に移行すると言っているところがあり、障害福祉サービスが使えなくなってしまう市町村もあり、更なる指導が必要。
- 高齢障害者には、共生型サービスがあるが、障害から介護が極端に少ないのは、報酬が介護報酬の92%が原因ではないかと思われる。
- 高齢障害者用の高額障害者福祉サービス費は、65歳以降の介護保険利用者負担を軽減する制度で良い制度である。しかし、60歳までに生活介護や短期入所の支給決定を受けていることが条件になっていて、定年まで働いていた人や63歳まで就労系事業所を利用し、64歳から生活介護に移行した人も対象になるように要件を変更すべき。

障害児サービス

- 障害児サービスは、令和5年4月から、新設される「子ども庁」の移管される。
- 子どもも大人も使うサービスは、共管となり厚生労働省と子ども庁が連携を取って行うことになる。
- 子どもの支援は、文部科学省、厚労省、子ども庁と3つの省庁が関係するため、複雑にないそう。
- 移管される事業は14あり、縦割り行政にならない様に注視し、声を上げて行く必要がある。

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護  	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	188,068	20,679
		重度訪問介護 	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	11,567	7,391
		同行援護  	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,344	5,788
		行動援護  	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	11,446	1,814
		重度障害者等包括支援  	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	34	10
日中活動系	施設系	短期入所  	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	48,316	4,854
		療養介護 	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	20,941	257
		生活介護 	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	292,089	11,382
		施設入所支援 	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	127,220	2,583
居住支援系		自立生活援助 	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	955	234
		共同生活援助 	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	139,725	9,861
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,198	176
		自立訓練（生活訓練） 	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,878	1,204
		就労移行支援 	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,217	3,013
		就労継続支援（A型） 	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	75,088	3,888
		就労継続支援（B型） 	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	282,430	13,730
		就労定着支援 	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	12,624	1,339

(注) 1. 表中の「」は「障害者」、「」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和 2 年 11 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	128,011	7,954
		医療型児童発達支援 	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,824	90
		放課後等デイサービス 	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	249,628	15,554
		居宅訪問型児童発達支援 	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	207	77
訪問系	障害児	保育所等訪問支援 	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	9,817	1,029
		福祉型障害児入所施設 	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,405	185
入所系	障害児	医療型障害児入所施設 	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,912	194
		相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援  	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
障害児相談支援 	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】			56,377	5,223
地域移行支援 	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う			658	349
地域定着支援 	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う			3,845	559

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「」は「障害者」、「」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 2年 11月サービス提供分（国保連データ）